

北谷町宿泊事業者支援給付金交付事業

【申請要項】

1 趣旨

町内の宿泊事業者が実施する安全安心な観光地づくりのための新型コロナウイルス感染症対策に関する費用や観光客の誘客に関するプロモーション等の費用の一助となるよう北谷町宿泊事業者支援給付金（以下「支援給付金」という。）を交付します。

2 対象

沖縄県から旅館業法に基づき許可を受けた事業者、または、住宅宿泊事業法に基づき届出を沖縄県に行った事業者で、いずれも令和2年7月1日時点で町内に宿泊施設を有し、現在営業している事業者が対象です。

※町税を滞納していないことや北谷町暴力団排除に関する条例（平成23年北谷町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないことが必要となります。

3 支援給付金の額

(1) 支援給付金の額の計算方法

支援給付金は、次のアからエまでの計算方法により算定された額とします。

- ア 旅館業法に基づく営業許可を受けた宿泊施設（以下、「旅館・ホテル等」という。）の場合、沖縄県に届け出た宿泊定員に1,600円を乗じた額の支援給付金を交付します。
- イ 住宅宿泊事業法に基づく営業の届出を行った宿泊施設（以下、「民泊」という。）については、1宿泊施設の宿泊定員を一律4人とし、これに1,600円を乗じた額を交付します。
- ウ 町内で複数宿泊施設を営業する事業者の場合、各宿泊施設の宿泊定員を合算して適用します。
- エ 支援給付金の額に千円未満の端数が生じた場合、当該端数を切り捨てた額を交付します。

(2) 支援給付金の下限額

支援給付金には、次のとおり下限額の設定があります。

ア 旅館・ホテル等を営む事業者については、支援給付金の額が3万円に満たない場合、支援給付金の額を3万円とします。

イ 民泊を営む事業者については、支援給付金の額が2万円に満たない場合、支援給付金の額を2万円とします。

ウ 旅館・ホテル等及び民泊を営む事業者については、支援給付金の額が3万円に満たない場合、支援給付金の額を3万円とします。

4 受付期間

令和2年8月3日(月)から令和2年10月2日(金)まで

※令和2年10月2日(金)の消印を有効とします。ただし、窓口での提出については、令和2年10月2日(金)午後5時15分までの必着となります。

5 申請に必要な書類

以下の(1)から(8)までの書類を本町観光課まで提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

なお、申請書類の返却はいたしません。

(1) 北谷町宿泊事業者支援給付金交付申請書兼請求書 (以下、「申請書兼請求書」という。第1号様式)

(2) 申請書兼請求書の別紙

※記入例を参考のうえ、ご記入ください。

(3) 各宿泊施設の旅館業許可証の写しまたは住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写し

※申請書兼請求書の別紙に記載する宿泊施設分全て必要になります。

(4) 暴力団等排除に関する誓約書 (第2号様式)

(5) 町税に滞納がないことを証する書類の写し

※本町税務課にて「完納証明」を取得してください。また、本町から課税を受けていない場合は、本町税務課にて「課税なし証明」を取得してください。

※なお、どちらも郵送にて取得することが可能です。また、どちらも1枚当たり200円かかります。

(6) 支援給付金の振込口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し

※口座番号及び名義人氏名（フリガナ）が確認できる部分の写しをとってください。

(7) 各宿泊施設の直近の公共料金の支払明細書の写し

※申請書兼請求書の別紙に記載する宿泊施設分全て必要になります。

(8) 提出書類一覧兼チェックリスト

6 申請書の入手方法

(1) 北谷町ホームページ

次の URL または QR コードからから申請書データをダウンロードしてください。

<http://www.chatan.jp/choseijoho/kankou/kanko20200729.html>

「トップページ」>「町政情報・まちづくり」>「観光」>「北谷町宿泊事業者支援給付金交付事業について」

(2) 町内の関係機関

申請書は次の場所にも設置しております。

ア 北谷町観光協会

イ 北谷町商工会

ウ 北谷町役場 観光課窓口



7 申請書類の提出

申請書類の提出は、次の枠内に記入の宛先まで提出をお願いします。また、**提出は、原則、郵送で行っていただきますようお願いいたします。** その際にかかる切手代は申請者負担となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、窓口でも申請書類の提出は可能です。

〒904-0192

沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

北谷町役場 建設経済部 観光課

宿泊事業者支援給付金担当 宛

8 交付の決定

提出された申請書類を審査し、交付が決定次第、指定口座に支援給付金を振り込みます。また、申請書類の受理から振込までの期間は、提出された申請書類に不備や疑義等がなければ、およそ14日以内となります。

なお、支援給付金の交付が決定した場合には、申請者へ北谷町宿泊事業者支援給付金交付決定通知書を送付します。支援給付金を交付しない旨の決定をした場合には、申請者へ北谷町宿泊事業者支援給付金不交付決定通知書を送付します。

10 注意事項

- (1) 旅館業法または住宅宿泊事業法等の法令や北谷町宿泊事業者支援給付金交付要綱に違反した場合または偽りその他不正な手段により支援給付金の交付を受けた場合は、支援給付金を返還していただきます。
- (2) 支援給付金に関する書類は、証拠書類として翌年度から5年間大切に保管するようお願いします。

11 本事業の不明点について

北谷町ホームページにQ&Aを掲載しておりますので、こちらをご覧ください。また、Q&Aでわからないことなどがございましたら、次のお問い合わせ先までご連絡ください。

12 お問い合わせ先

北谷町 建設経済部 観光課

宿泊事業者支援給付金担当

TEL：098-936-1234（内線 3412、3413）

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

（注意：正午から午後1時のお昼時間を除きます。）